

別紙 1

【1】3 ページ上段 学校給食実施基準「児童又は生徒 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準」については、令和 3 年 2 月 12 日文科科学省告示第 10 号により変更となっている。

令和 3 年 2 月 12 日文科科学省告示第 10 号 学校給食実施基準 【児童又は生徒 1 人 1 回当たりの学校給食摂取基準】				
区 分	基 準 値			
	児童（6歳～7歳） の場合	児童（8歳～9歳） の場合	児童（10歳～11歳） の場合	生徒（12歳～14歳） の場合
エネルギー (kcal)	530	650	780	830
たんぱく質 (g)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%			
脂 質 (%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%			
ナトリウム (食塩相当量) (g)	1.5未満	2未満	2未満	2.5未満
カルシウム (mg)	290	350	360	450
鉄 (mg)	2	3	3.5	4.5
ビタミンA (μgRE)	160	200	240	300
ビタミンB1 (mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB2 (mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC (mg)	20	25	30	35
食物繊維 (g)	4以上	4.5以上	5以上	7以上

(注) 1 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。
亜 鉛・児童（6歳～7歳） 2mg、児童（8歳～9歳）2mg、児童（10歳～11歳） 2mg、生徒（12～14歳） 3mg

2 この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

3 献立の作成に当たっては、多様な食品を適切に組み合わせるよう配慮すること。

【2】10 ページ9の(4)「より良い給食を目指して」の下線部分については、仕組みづくりを検討した結果、以下の下線部のおりとなっている。

(4) より良い給食を目指して

試食会、アンケートの実施等で保護者や児童・生徒からの意見や意向を反映する機会をつくり、おいしい給食を目指します。

給食に関して市民が意見を出せるような仕組みづくりを検討した結果、平成27年に、学校長、保護者、市民、栄養教諭・栄養士、調理員、業者で構成する「小金井みんなの給食委員会」が設置されました。小金井市学校給食の指針を推進し、学校給食の見守り支援を行うことを目的としています。

「学校給食の指針」については、今後も国・都の動向や保護者等の意見を参考にしながら、よりよい改善をしていきます。